

小田原市健康情報システム更新に係る構築等業務 仕様書

1 目的

小田原市（以下、「本市」という。）では、現行の健康情報システムの契約満了（2019年9月末）に伴い、システムを更新する予定である。

本業務は、次期健康情報システムにおける製品選定にあたり、プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 構築期間

契約締結日から2019年9月30日までとする。

構築期間において、パッケージの適合、開発、既存システムからのデータ移行、テスト等を行い、各業務の本稼働を考慮し本システムの構築を行うこと。

安全かつ確実にシステム移行ができるようなスケジュール案を提示すること。

(2) 保守期間

2019年10月1日から2024年9月30日まで

(3) 調達の範囲

- ・小田原市健康情報システム
- ・データ移行
- ・ハードウェア機器（クライアントPC、複合機は除く）
- ・ソフトウェア

(4) 納入場所

神奈川県小田原市酒匂2-32-16 小田原市保健センター

3 現在の状況

【ソフトウェア】

「健康家族21」（アトラス情報サービス株式会社）

【ハードウェア】

- | | |
|----------------------|-----|
| ・サーバ（UPS、バックアップ装置含む） | 各1台 |
| ・クライアントパソコン | 39台 |

【印刷環境】

複合機（庁内OA用RICOH製複合機から印刷）	1台
-------------------------	----

4 本事業の対象範囲

- ①母子保健システム（妊娠届出書の管理、妊婦健診情報管理、乳幼児健診情報管理、歯科検診情報管理、教育情報管理（妊婦教育、乳幼児教育等）、フォロー教室情報管理、相談情報管理、訪問情報管理、フォロー事業の管理、事業報告、集計報告、統計分析等）
 - ②成人保健システム（健（検）診情報管理、教育情報管理、相談情報管理、訪問情報管理、事業報告、集計報告、統計分析等）
 - ③予防接種システム（予防接種対象者管理、予防接種情報管理、集計報告、統計分析等）
- ※詳細は「システム機能要件確認書」ある機能要件を満たすこと。

【システム構成上の前提条件】

- ①本システムは、小田原市保健センター内に設置するサーバへ、独立したクライアントPCからアクセスするものとする。
- ②本システムの利用所属は、小田原市健康づくり課とする。
- ③本システムの利用者数は、42名程度で、最大同時アクセスはクライアントPC数である。

【システムに関する共通要求事項】

本システムは、「システム機能要件確認書」の機能要件で示す機能を満たしていること。また、要件確認書等に明示がなくとも、行政向けシステムで一般的に必要なと判断される機能は備えること。

5 本市と事業者の前提条件

システムに必要なハードウェア、ソフトウェアおよびその保守、並びにこれらのシステム構築に必要な調査、設計、開発、テスト、データ移行、研修等の一連の構築業務についての本市と事業者の負担区分は次のとおりとする。負担項目に記載のないもの及び本調達に付随する機器・環境等については事業者が負担すること。

No	負担項目	本市	事業者
1	本システムを構成するために必要なサーバ機器類及びその周辺機器（※1）		○
2	本市の保健センターと本庁舎を接続する回線（※2）	○	
3	本市の保健センター内の職員がシステムを使用するクライアントPCまでに必要なネットワーク、付帯する機器、クライアントPC、複合機等	○	
4	保守業務に必要な端末等		○
5	本市の保健センターのサーバ設置場所に必要な造作、ラック等（※3）	△	△
6	本市の保健センターのサーバ機器類に関する障害・セキュリティ対策に供する機器（検知機器、UPS等）		○
7	本市の保健センター内設置機器の電源、空調、消火装置	○	
8	仕様検討、研修に必要な場所	○	
9	開発場所、開発・システムテスト等に必要な機器及びネットワーク		○
10	開発環境に必要な什器、備品類		○

※1 サーバ機器類及びその周辺機器の性能及び構成については、事業者に委ねることとする。

※2 既存の庁内ネットワークを利用する予定である。

※3 既存のサーバラックを利用する予定である。ただし、新規でサーバラックを設置する場合等は事業者負担とする。

6 クライアント端末構成

システムにアクセスするクライアントPCの基本環境は以下のとおりとする。

OS：Windows 8.1以上

メモリー：4GB以上

ブラウザ：Internet Explorer11以上

Microsoft Office 2013、2016 pro

※ウィルス対策ソフトは本市において導入及び設定する。

7 バックアップに関する要件

データベース、ファイル、各種ログ等については、日々の運用として日次により自動的にバックアップを取得すること。

また、全データのリストアによるデータベース復旧を1時間程度で完了するのに必要なバックアップ形態を要件とする。

ログに関しては、最低1か月分をサーバ上のハードディスクに保持すること。

- ①システムへのアクセスログ
- ②データ更新ログ
- ③データ出力ログ

8 データ連携

本システムとデータ連携する現行業務システムは、以下のとおり。データ連携の仕様については現行のフォーマットに合わせることを基本とし、文字コードについては原則、以下のとおりとする。

- ①基幹業務システム：UNICODE
- ②自治体中間サーバシステム：UNICODE

9 セキュリティ要件

システムの構築・運用に際しては、本市の情報セキュリティポリシー等を踏まえて対策を講じ、本稼働開始前までに情報セキュリティ実施手順書を作成するとともに、不正アクセス対策を講じること。

①データ保護

ア 新旧システム内部には様々な個人情報が含まれているため、本番・保守・開発・研修環境に関わらず、データ保護対策については万全の措置を施すこと。

イ 新システムでは、サーバ上にデータを保存管理することとし、クライアント側にはデータを持たないことを原則とする。

②不正アクセス防止

ア 各業務システムは、認証許可された個々のユーザIDに対して担当業務に応じた権限を設定し、業務権限に応じた操作制御を行うこと。

イ パスワードは暗号化を行い、登録すること。利用者によってパスワードの変更が可能であること。

③各種ログ取得

ア 以下に示すアクセスログをログインIDごとにサーバで保持すること。また、取得

したログは不測の事態が発生した場合に、参照可能な形式で操作履歴の追跡が可能であること。

- (1) システムへのアクセスログ
- (2) データ更新ログ
- (3) データ出力ログ

10 契約終了時の業務引継

事業者は、本業務の終了に際し、本市及び新たに事業者となるものに対して業務の円滑な引継に必要な作業を支援すること。

ただし、本システムの契約終了に伴う撤去作業は事業者が実施し、それに係る費用は事業者が負担すること。その際には原状回復を基本とし、データの消去及び消去済みの証明書を提出すること。

また、事業者は本業務の終了に際し、既存システム事業者として既存データを抽出し、電子ファイル（CSV形式等）にて提出すること。レイアウト表やコード表等もデータとともに提出することを前提とし、それに係る費用を「参考見積り」として、「企画提案書」提出時に添付すること（任意様式）。

- ①打合せは3回程度とするが、この他に期間を定めて電子メール等で問い合わせを行うものとする。
- ②コード表等のドキュメントも提出すること。
- ③データ提出は3回とするが、データ移行スケジュールは概ね半年を想定し、データ及びドキュメントについての問合せの対応を行うこと。

11 機密保持

本市から知り得た情報（周知の情報を除く）は、本システムの提案・契約及び構築・運用の目的以外に使用せず、契約終了後についても機密として保持し、第三者に開示もしくは漏洩しないよう必要な措置をとること。

12 開発

開発にあたっては、バージョンアップや法改正等を考慮し拡張性を維持するため、極力業務パッケージの根幹に対する改修を避けるものとする。

①開発場所

本システム稼働までの期間は既存業務システムが稼働しているため、本システム稼働以前の構築やテスト等の作業を実施するための開発環境は、事業者が用意すること。

開発、システム評価等に必要な機器、ネットワーク、什器等の設備については事業者が対応すること。また、本稼働開始に伴う移設にかかる作業及び費用については事業者が負担すること。

②機器設置等

システムを構築する端末及びプリンタ等利用者環境側の機器については、稼働開始を迎える前にその機器設定を行うこと。

本番用のサーバの設置場所は小田原市保健センター内とし、本市が提供する。また、本システムに必要な機器の搬入・設置は、場所、電源事情、入退室管理、搬入・搬出ル

ート等を考慮し、本市と協議の上実施すること。

1.3 テスト

テスト行程は詳細な計画を立案の上、実施すること。また、テスト実施後は速やかに品質評価を行い、行程の完了判定の上で次行程に着手すること。なお、テストの結果及びその成果についての分析をとりまとめ、報告書を作成すること。

1.4 データ移行

データ移行は本市のデータ規模を考慮し、その作業、チェックに十分な時間を確保し、安全かつ確実な移行を実現すること。

データ移行に関しては、入力作業や確認作業も含めて提案すること。また、業務主管課の負担を軽減するためのスケジュール策定や確認作業の効率的な実施に留意すること。

既存システムから抽出したデータ（CSV形式を想定）を移行するものとする。既存システム事業者からはテストデータ抽出2回、本番データ抽出1回を想定している。

抽出したデータファイル形式から本システムへのデータ取込の作業及び費用については、本システム事業者が負担すること。

1.5 保守内容

本システムの品質・性能等を維持するために必要なシステム及びサービスを継続して提供するために、「2事業概要(2)保守期間」で定める期間中、システムの更新、バージョンアップ、プログラムのメンテナンス等を行い、正常な稼働を保証すること。

本市が利用するクライアントPCにおいて、ハードウェア障害や端末更新等の理由で、再セットアップが必要となる場合には事業者負担において作業を行うこと。

ただし、再セットアップ作業が本市職員でも実施可能な内容の場合は、職員が実施可能な作業手順を示したうえで必要な支援をすること。

なお、元号対応及び2020年6月施行予定の「乳幼児健診等母子保健情報の利活用」等については別途費用とせず、保守内容に含めること。

1.6 研修及びマニュアル整備

システムを操作する職員が、システム切替に際して戸惑うことなく、市民サービスの停滞を防止するための実効的な研修を計画し、実施すること。なお、異動等によりシステムを使用することとなった職員に対し、年度当初に操作研修を実施すること。

また、システム稼働後の手引きとして、運用マニュアルを作成すること。マニュアルはシステムメニュー構成に従い整理し、通常の業務仕様に必要なすべての操作について記載すること。

バージョンアップや法改正に伴うシステム改修に従い、マニュアルを更新すること。なお、マニュアルについては正本1部と電子媒体にて提供すること。